



# 日航の施策「整理解雇の人選基準(案)」 は航空の安全を脅かす！

## 日航雇用問題関連ニュースその1

日本航空は9月27日、各組合に対して「人員調整に関する施策」による希望退職の募集に合わせて、「現時点での会社の整理解雇の人選基準(案)」を提示しました。乗員を対象にした当案では、過去約2年半の期間において、休職、病欠(以下、病欠)、乗務離脱または乗務制限が一定の日数を超える者などが対象者の最上位に位置づけられています。そこには、例えば、骨折で乗務離脱した若い乗員なども含まれています。会社は、「将来の会社貢献度をはかる上で過去の一定の期間における会社貢献度を基準とした」とし、「病欠の日数などの基本的な部分は乗員も地上職も同一基準である」と説明しています。

私たち乗員は航空法に定められている航空身体検査基準(以下、基準)に縛られて仕事をしています。そして、この基準によって「乗務不可」とされるケースの多くは、デスクワークやシミュレーターなどであれば勤務が可能です。また、風邪薬などを服用した場合、たとえそれによって症状が治まりかつ副作用が無かったとしても、法令等の定めにより、乗務はできず、欠勤せざるを得ません。一方、日本におけるこうした法令等は諸外国より厳しい部分も多く、従って、日本の基準では乗務できなくても、他国の基準では乗務できるケースも少なくありません。

このように、乗務するための身体上の要件が、安全の観点から法令等で厳しく定められ、それによって必然的に病欠などが発生する私たち乗員が、日航が示す上記のような人選基準(案)で仮に職を失うことになれば、それが及ぼす航空界への悪影響は計り知れません。

## 病欠欠勤を躊躇させる環境は安全上問題

多くの職種では、多少の体調不良をおして勤務することは可能でしょう。市販薬を服用して症状を抑えて勤務することなどは日常的に行われているでしょう。また、一部の身体機能を損なう怪我をしても仕事を継続することが可能な場合は多いでしょう。しかし、乗員はこのような場合、法令等の定めにより、乗務はできません。また、体調に不安を抱えながら無理して乗務することも、安全上の観点から厳に慎まなければなりません。このような場合、通常「病欠」となります。しかし、このような乗員特有とも言える「病欠」が解雇の要素になるとしたら、体調不良や怪我などのとき、躊躇無く欠勤を決断できるでしょうか。風邪で少々熱があっても「頑張ればなんとかなる」と考えてしまったり、外見では分からない怪我をしたときに「これくらいなら大丈夫かも」と考えてしまったりしないでしょうか。

乗員が体調不良などのときに安心して欠勤できる環境が整っていることが、安全運航の確保につながると言っても過言ではないのです。そういう観点で、もしも今回の施策が実行されれば、将来に大きな禍根を残すと言えます。

## 安全のための企業における乗員の健康管理が危うくなる

私たちは、自らの心身の状態が基準に抵触する疑いがあると考えた場合、または投薬や手術などの医師による治療を受けた場合などは、その都度、乗務前に会社の産業医に報告しなければなりません。しかし、それによって発生するかもしれない病欠や乗務離脱などが、たとえ短期でも、解雇につながる要素となるのであれば、いくらその必要性を理解していたとしても、果たして正直に報告できるでしょうか。このような状況は、乗員をして、産業医への報告や確認を躊躇させ、乗務に適する身体状況か否かを確認しないまま乗務する事態を招くことになりかねません。

## 事故防止のための航空身体検査が機能しなくなる

航空身体検査証明制度は、乗員の心身に起因する事故等の未然防止を目的として航空法に定められています。この身体検査がその目的に照らして十分機能するためには、心身の状態についての正確な自己申告が欠かせません。実際に私たちは、半年または一年毎の身体検査に際し、それまでの心身の状況について申告することが義務付けられています。これらの申告は当然合否判定の重要な要素となります。そして、その身体検査に不合格になれば即乗務離脱となり、この場合、多くは短期間の乗務復帰は困難で、一定期間の病欠や乗務離脱を覚悟しなければなりません。もし、日航の人選基準（案）のように、たとえ長期でなくても（2ヶ月程度）、病欠や乗務離脱が整理解雇の人選基準となってしまうのならば、私たちは、身体検査受検時に、正確に申告しなければならないという義務とは裏腹に、それをためらう気持ちとの強い葛藤に悩むことになります。

航空身体検査が正しく機能するために航空会社が取るべき施策は、「復帰の見込みがある疾病であっても、職を失うことを覚悟して申告しなければならない」などというような環境を排除することなのではないでしょうか。今回の施策は、全くその逆です。

## 日航の施策が日本の全乗員を不安に陥れる

航空業界の将来の見通しは不透明と言わざるを得ません。どの会社も将来にわたって順風満帆というわけにはいかないでしょう。もし、日航が組合に提示した「人選基準（案）」によって乗員としての職を失う者が出るとすれば、それは航空界にとって極めて悪しき前例となってしまいます。日本の航空会社で働く全乗員が、病欠や乗務離脱を「解雇への一里塚」として捉え、乗員の間で病欠や乗務離脱についての過剰な不安や不満が蔓延することになります。

## 日航の施策は国の考えを否定し安全向上に逆行

国が実施する航空身体検査証明は航空の安全を第一義とする制度です。1983年11月、航空審議会（土光敏夫 委員長：当時）は長谷川運輸大臣（当時）への答申において、「乗員の心身に起因する事故等の根絶という目標の達成は、乗員、医師、企業の三位一体となった自発的な協力関係がなければ困難である」旨述べています。ところが、上述のように、今回の日航の施策は、この三位一体の自発的な協力関係を根底から覆すような内容であると言えます。このような施策が実行されれば、航空身体検査証明制度や企業における乗員の健康管理は機能不全を引き起こし、ひいては航空の安全が脅かされると断ぜざるを得ません。

日乗連は、この問題が改善されない場合、航空安全の維持向上という観点で、航空局などの関係行政機関や国会等への働きかけなど、あらゆる取組みを行っていきます。